

入札心得

(総則)

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター所長（以下「所長」という。）の所掌に属する物品の製造その他の請負契約又は物品の買入れその他の契約に関する入札については、国立研究開発法人森林研究・整備機構の規程に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を入札担当職員に提出しなければならない。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札の公告、入札説明書、仕様書、契約書案等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札書（別紙様式1－1）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告、入札説明書に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 4 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式1－2）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 7 入札参加者は、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第8条の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。
- 8 入札参加者は、反社会的勢力排除に関する誓約事項（別添1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(開札)

第6条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、入札説明書に示した場所及び日時に入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせて行うものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 記名押印を欠く入札
- 四 金額を訂正した入札
- 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 六 明らかに談合によると認められる入札
- 七 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- 八 入札時刻に遅れました入札
- 九 反社会的勢力排除に関する誓約事項（別添1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- 十 その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第8条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

(落札者の決定)

第9条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第11条 落札者は、契約書を作成するときは、担当職員から交付された契約書案に記名押印の上、契約日までにこれを所長に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

(異議の申立て)

第12条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第13条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

入札金額		百万		千		円
------	--	----	--	---	--	---

仕様書、契約書案及び入札心得を熟知の上、入札します。

件名：次期森林保険業務システムの構築業務

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者 氏名

印

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林保険センター所長 殿

注1：入札金額は、契約希望金額×100/110とします。

2：入札金額の頭には「¥」を記入すること。

※入札権限委任の場合

委 任 状

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林保険センター所長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者 氏名

印

私は (印) (代理人の氏名及び印) を代理人と定め、下記の事項
の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

件名 次期森林保険業務システムの構築業務

※委任事項を選択する場合

委任状

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林保険センター所長 殿

(委任者)

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者 氏名

印

下記の者を代理人と定め、次のとおり権限を委任します。

記

件名 次期森林保険業務システムの構築業務

1. 委任事項

- (1) 競争参加資格確認申請に関する事項
- (2) 入札及び見積もりに関する事項
- (3) 契約締結に関する事項
- (4) 契約の履行に関する事項
- (5) 上記の代金請求及び受領に関する事項
- (6) 復代理人選任の事項

2. 委任期間

(自) 令和 年 月 日
(至) 令和 年 月 日

(受任者)

住 所
会社名
氏 名

印

(注：委任事項のうち不要な事項は削除してください。)

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターの求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

＜独立行政法人の契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなしますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※ 様式は別紙「独立行政法人の契約に係る情報の公表に関する報告書」によるものとします。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

独立行政法人の契約に係る情報の公表に関する報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人
森林研究・整備機構 理事長 殿

住 所
会社名
代表者 印

当社には森林研究・整備機構役職員の再就職者が いないこと
いることを報告します。

森林研究・整備機構役職員の再就職に関する情報		
再就職者の人数	現在の職名	森林研究・整備機構での最終職名
人		

※森林研究・整備機構役職員とは、役員を経験した者又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職した場合。

森林研究・整備機構との取引に係る情報	
取引高	取引割合
円	1/3未満 1/3以上 1/2未満 1/2以上 2/3未満 2/3以上

※取引割合とは総売上高（事業収入）及び当機構との取引高の割合。
総売上高（事業収入）確認のため、損益計算書等のコピーを提出下さい。